

令和2年度魚沼更生福祉社会事業計画

1 魚沼更生福祉社会

1 基本計画

令和の時代を迎え、今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される。東京大会のコンセプトに、“障害の有無など、あらゆる面での違いを肯定し、お互いに認め合う社会、多様性と協調の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機になるような大会”という言葉が並んでいる。(一部抜粋)

障害者も社会に含まれている人(インクルージョン)として分け隔てなく尊重され、障害者差別解消法の目的である、地域社会の中で共に生きる社会(地域共生社会)が実現に向かうことを期待したい。

利用者支援は、一人ひとりが適性に応じた能力を発揮し、住み慣れた地域で自立した生活が実現できるよう、引き続き良質なサービスの提供に努める。

就労支援は、作業内容の拡充や販路の拡大に取組み、工賃の向上を目指すとともに、昨年度に開始した「就労定着支援」の充実を図り一般就労への移行と定着を推進する。

また、強度行動障害者や発達障害者が地域で安定した生活が送られるよう利用を促進する。

令和2年度は、平成28年度に策定した「新第2期中期経営計画」の最終年度となる。中間の平成30年度に進捗状況を検証し、併せて策定後の福祉施策の動向等を勘案した見直しを行い取組みを進めてきた。この5年間の計画の達成結果と成果の評価を行い、次期5年間を目途とする新しい経営計画を年度末までに策定する。

計画に記載された事務の一元化は、今年4月に堀之内工芸、湯之谷工芸、ひろかみ工芸の事務を法人本部に集約し、またたびの家、わかあゆ社を加えた5つの就労系事業所の事務を一元化する。これにより事務を効率化し本部体制の強化を進める。

また、ホームページをリニューアルし、職員が参画する戦略的な広報活動を展開して法人の魅力をより一層発信し、地域への浸透と信頼関係を深化させる。

施設整備計画については、またたびの家と家に併設したグループホームまたたび寮(仮称)を守門地区内に移設新築することとしており、社会福祉施設等施設整備費補助金に係る要望書を提出している。就労支援の強化と併せて北部地域の生活課題やニーズなど地域に貢献できる活動を検討し、計画が着実に推進できるよう準備を進める。

昨年4月に法案の一部が施行された働き方改革の対応では、一昨年から非正規職員の正規職員登用を進めてきた。身分や所得など公正な待遇を保障しキャリアアップを促進することで、職員総体の支援力の向上を図る。

長時間労働に関しては、昨年末に実施した長時間労働の実態調査に基づき法人全体及び各事業所の課題の改善に取組み、働きやすく生きがいが持てる職場環境の整備を進める。

また、国の動向も踏まえながら、高齢者の就労環境を整えていくこととし、ベテラン職員の継続確保という観点からも、高齢者雇用のあり方を検討する。

今年度は、「第5期障害福祉計画」の最終年度となる。市の計画にある“地域生活支援拠点等の整備”に関し、法人内に編成したワーキングで検討を重ねながら、魚沼市自立支援協議会内に設置された「地域生活支援拠点等検討・整備ワーキンググループ」での議論に積極的に参画し、市と連携しながら整備の実現に向け努力する。また、市全域での相談支援体制の強化、構築に役割を果たす。

社会福祉法人に求められる公益的な取組みは、地域住民や地域に関わる関係機関・団体等との話し合いを通して地域課題や生活課題を抽出し、地域の理解を得ながら取組みを進める。

2 事業方針

(1) 就労支援事業等の取組

就労移行支援事業は、利用者の実態に合わせて湯之谷工芸に集約し、就労支援の強化を進めるとともに、昨年度に開始した就労定着支援の充実を図り、一般就労移行に向けた一層の支援に取り組む。

また、ひろかみ工芸において、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労の実施に向け企業との協議を進める。

(2) 障害のある人のニーズに即した良質なサービスの提供

ア 利用者の強みや障害特性、仕事の適性などを的確に把握し、本人が望む生活が実現できるよう支援の質を高め、良質で効果的なサービスを提供する。

イ 各事業所が、専門性を向上させ、事業の目的に即した専門機能を発揮し、障害者の自立と社会参加を促進する。

ウ 支援にあたっては、市町や相談支援センターなど関係機関との密接な連携に努める。

エ 障害者虐待を防止するため、利用者の人権尊重、権利擁護、法及び関係通知、虐待防止マニュアル等の遵守、研修などにより職員の意識啓発を促すとともに、各事業所での定期的なセルフチェックの実施や虐待防止委員会、さらに事業所横断のサービス向上委員会を計画的に開催する。

オ 防災訓練及び防犯訓練を定期的に実施して対策を強化し、利用者及び職員の意識を高め、利用者の安全と安心を保障する。

(3) 法人運営の強化

ア 法人本部に5つの就労系事業所の事務を一元化し、本部体制を強化する。

イ 経営組織のガバナンスの強化に努め、定款や現況報告書、役員報酬基準等を公開するなど透明性を確保し、地域社会から信頼される事業運営を進める。

ウ ホームページ編集委員会を活性化し、ホームページをリニューアルすることにより戦略的な広報活動を展開する。

(4) 法人サービス事業の充実・強化

ア 事業所間の連携をさらに推進し、事業の活性化を図る。

イ 人的、財政的充実を背景に、業務運営の充実・強化を図る。

ウ 法人内の各種会議を活発にし、会議成果をもとに新たな事業展開を進める。

エ 自立支援協議会に積極的に参画し、魚沼市における地域生活支援拠点等の整備の実現に向けた協議を進める。

才 地域の状況に応じた公益的な取組を地域の関係機関・団体、他法人等と連携して進め、地域社会に積極的に貢献する。

カ 職員研修は、今年度から研修委員会を本部に置き、研修体系を見直して今日的な障害課題に対応できるよう研修内容を充実させるとともに、研修講師を法人職員が務めるなど職員のスキルアップを図る。また、現場におけるOJTを重視し、人材育成に取組む。

(5) 令和2年度施設整備事業の推進

またたびの家と家に併設したグループホームまたたび寮（仮称）の整備計画を進める。

II 六花園

1 基本方針

利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の状態やニーズに基づく適切な個別支援計画により、利用者主体の支援を徹底する。また、高齢化の進行に合わせて体調管理や健康状態の把握を徹底し、心身機能の低下や各種疾病などに細心の注意を払い、的確、迅速に医療機関に受診するなど重症化を防止し、生命と心身機能の保持に努める。また、加齢に伴う事故を未然に防止する。

年間計画には、季節感のある多様な行事や買い物、ドライブなどの外出を取り入れ、生活にメリハリと豊かさを盛り込む。また、日中の活動は、利用者が生きがいや、やりがいの持てる多様な内容を工夫し、高齢利用者には体力や心身機能の維持を重視したゆとりのある日課を整える。

グループホームの運営では、入居者個々の適切な支援計画に基づき、サービス管理責任者を中心に生活支援員や世話人が自立した地域生活を継続できるようきめ細かな支援にあたり、日中活動の場である就労企業や通所事業所と連携を取りながら適切に支援する。また、夜間支援員の配置により、入居者の安全をより高め、地域住民からも安心が得られる支援体制を堅持する。入居者の高齢化が進んでいることから、一人ひとりの体調管理や健康状態の把握に努め、安定した就労の継続を支援する。

なお、グループホーム事業は、六花園による支援のみではなく、法人全体のものとして各事業所及び職員の共通理解を図りながら、より充実した運営に取組む。

2 重点目標

(1) 「生活介護」及び「施設入所支援」の支援の充実

ア 日中活動や支援プログラムは、生活介護の目的に沿って利用者の高齢化の進行に応じた改善を進め、適切な支援に努める。

イ 高齢者介護に関わる老人施設での実地研修を継続実施し、介護技術や予防、医学的知識の習得に努める。

ウ 在宅障害者のニーズに応えられるよう地域への周知を図るとともに、送迎サービスの利便性を向上させるなど利用しやすい支援内容を考慮し、利用の拡大を図る。

エ 緊急時の利用を迅速に行えるよう、短期入所（ショートステイ）の受け入れ体制を常時整える。

(2) グループホームの適正運営の確保

- ア 管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援員が連携した支援が行えるよう定期的に世話人会議、夜間支援員会議、日々のミーティング等を開催して情報の共有を図り、組織的で有機的な運営を推進する。
- イ 支援計画に基づいた支援に努め、職員で連絡を取り合い、モニタリングを実施しながら安定した居住生活が営まれるよう支援する。
- ウ 就労企業、通所事業所、市町担当部署、相談支援センターなど関係機関と連携を密にし、24時間切れ目のない支援体制を堅持する。
- エ 「やまのて」に併設した短期入所の受入れを積極的に行い、地域生活の継続を支援する。また、宿泊生活経験の場(機会)として活用する。
- オ 地域自治会が開催する各種行事などに参加し、地域住民との交流を通して地域住民の理解を深めるとともに、地域の一員としての意識を醸成する。
- カ 療費、預かり金管理等会計処理の適正化を堅持する。

(3) 高齢及び健康不安を抱える利用者への対応

- ア 医療機関との連携の確保、強化を図る。
- イ 高齢利用者及び医療ニーズの高い利用者的心身状態の把握と健康管理に努める。
- ウ 休日夜間等に緊急事案が発生した場合、迅速・適確に医療機関に連絡を取り、利用者の命を最優先に対処する。
- エ 病院退院時にその都度退院時カンファレンスを実施し、利用者の受入れが円滑に行えるよう職員間で情報を共有する。
- オ 家族に適宜生活の様子や心身状態などを伝え、家族の理解と協力を得ながら適切な支援に努める。

(4) 安全対策の強化

- ア 六花園、グループホーム内外及び移動時など施設外活動中の事故防止に努める。
- イ 施設の危険箇所を随時点検、把握し、事故や火災の未然防止に努める。また、防災訓練を定期的に実施して適切な対応行動を取り、状況に応じた避難ができるよう対処能力を高める。
- ウ 六花園及び一部のグループホームは、土砂災害防止法改正により作成した避難確保計画に基づく訓練を年1回以上実施する。
- エ 不審者対応マニュアルに基づく訓練を警察署の協力を得て実施するなど利用者が安心・安全な生活を送られるよう、防犯対策を強化する。
- オ 障害者虐待の防止を徹底するため、定期的に職員全員によるセルフチェックや小グループによる話し合いを実施し、その結果を虐待防止委員会において評価、検証し、職員間で共有する。
- カ リスクマネジメント、ヒヤリ・ハットについて、その都度検証を行い、再発防止に努める。

(5) 職員の資質向上

- ア 倫理綱領を基本に、職員行動規範を徹底する。
- イ 専門的知識や技術を習得し専門性を向上させるため、各種研修会に職員を積極的に受講させ、復命研修を実施して職員間で共有する。

ウ 高齢者介護の知識や技術を習得する研修会を開催または参加し、職員の介護支援能力の向上に努める。

エ 自主学習できる環境を整え、各種資格取得を奨励する。

(6) 地域貢献の取組

ア 学生の施設実習を積極的に受け入れ、福祉人材の育成に寄与する。

イ ボランティアの開拓を進めて積極的に受け入れ、知的障害への理解と交流を促進する。

ウ 地域で行われる折々の行事や即売会などに参加し、地域交流に努める。

エ グループホームは、立地する町内会との連携協力を確保する。

(7) 家族との連携と協働

ア 担当職員が年1回は利用者家族宅を訪問し、利用者の生活状況を伝えるとともに、家族との顔の見える関係を構築する。

イ 適宜、家族に利用者や施設の状況を適切に伝え、また今日的な福祉の動向など有益な情報を提供し、連携、協働した支援に努める。

ウ 保護者間の親睦や懇親、研修など、家族会活動を支援する。

エ 家族向け広報紙「ひろば」を定期発行する。

III かけはし

1 基本方針

在宅の障害児者とその家族の地域における生活を支援するため、当該利用者の身体状況及び環境等に応じて、適切な障害福祉サービス等が効果的かつ適正に提供される必要がある。このため、信頼される事業所、利用しやすい事業所、サービスの質の向上を追求し、サービス提供体制や支援内容の充実に努める。

2 重点目標

(1) 相談支援事業の充実

ア 障害者地域生活支援センター事業（新潟県委託）は、魚沼圏域療育支援部会の事務局運営と検討協議の場や研修機会の提供を行い、障害児等に身近な地域で早期療育支援が行き届くための体制整備や関係機関とのネットワークの強化を図り、地域資源の開発やシステムの整備を進める。また、療育・発達障害児者等関係支援者の支援スキルアップ、医療的ケア児の支援強化、相談支援従事者の技術向上及び相談支援体制の充実を図る。

イ 障害者相談支援事業（魚沼市委託）は、障害児者等の生活上の相談窓口を設置し助言や支援を行い、計画相談支援等と合わせた一体的な相談支援を提供する。また、利用者ニーズに応じた福祉サービスの改善や開発に結び付けるため、自立支援協議会に個別ケア会議から抽出・集約した地域課題の提示を行う。

ウ 計画相談支援は、サービス等利用計画の作成により、利用者ニーズに基づいた質の高い支援の提供を行う。障害児相談支援については教育機関等との連携を密にして児童の成長に合わせ、きめ細やかな支援を提供する。地域相談支援は、障害者支援施設、精神科病院等と連携を密にして適切な支援を実施する。

エ 魚沼市自立支援協議会の運営は、魚沼市障害者計画等に基づき地域の実情に応じた体

制整備について専門部会を活用し魚沼市及び関係機関等と連携のうえ協議を行う。令和2年度末までに整備予定の魚沼市基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等整備を中心とした体制整備の検討と人員の確保養成を重点的に行う。

(2) 居宅介護等事業

- ア 居宅介護事業は、在宅障害者のニーズに速やかに対応するために、介護福祉士等有資格職員の更なる育成に努める。
- イ 居宅内部勉強会を定期で行い、サービスの質の向上を図る。さらに獲得したスキルを伝達し、法人全体の介護技術の介護技術の向上に活かす。
- ウ 地域における福祉サービスの新たなニーズを把握し、新たなサービスの開拓に努める。

(3) 障害児通所支援事業

- ア 児童の発達過程や特性、適応行動の状況を把握し一人ひとりの状態に合った発達支援を行う。特に、「自己選択」「自己決定」等を踏まえながら、児童のできる事、得意な事に着目した個別支援計画書の充実を図る。
- イ 障害児通所支援事業に関するニーズ等を確認する場を設け、将来的な放課後等デイサービスの事業展開（増設、新設）の検討を行う。

(4) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は各自治体が事業主体であり、移動支援事業、地域活動支援センター事業を、かけはしが受託実施している。

- ア 地域活動支援センターについては、魚沼市の委託事業としてⅠ型（わかばハウス）Ⅱ型（ひだまり）2つのサービスを提供する。Ⅰ型事業は、社会参加促進事業（ミニデイケア、俱乐部またたび）を併せて実施し、自宅に閉じこもりがちで対人交流が苦手な方を対象に、対人交流や社会生活力の向上を図る機会の提供を行う。Ⅱ型事業は、自主製品の作成販売や社会見学を活用し、利用者の地域交流や社会体験の機会を広げる。社会参加を実感できる支援機会を創出し提供する。

イ 長岡市川口地域の精神障害者デイサービス事業は、引き続き受託事業として川口地域の利用者の交流の場を週2回提供する。令和3年度以降の事業展開について検討を行う。

(5) 公益事業の推進

- ア 福祉有償運送事業は、魚沼市及び南魚沼市の「福祉有償運送運営協議会」の合意により、登録者の運送サービスを実施している。障害者の地域生活には欠くことのできない事業であり、また地域貢献の観点からも継続して実施する。サービスの実施に当たっては、交通事故防止や送迎中の利用者の安全確保に努める。

イ 安全運転や運行管理、利用者の障害特性に関する研修を開催し知識と技術の向上を図る。

ウ 地域の実情に合った移送サービスの提供を行うため、事業の見直しを行い効果的なサービス提供体制の再構築を図る。

(6) 障害特性に対応した支援のスキルアップ

- ア 利用者の利用者の多様な障害特性に対応するため、研修機会に職員を積極的に参加させ、伝達講習の活用により全員が実施できる体制を作りサービスの質の向上を図る。
- イ 令和2年度は、強度行動障害支援の基礎知識に関する事業所内研修と介護の基礎技術

を習得するミニ勉強会を実施し職員のスキルアップとサービスの向上を図る。

(7) リスクマネジメントの強化

ア 事故報告書及びヒヤリ・ハット報告書、ひやりメモの活用により、対象事案の原因を分析し、再発防止対策の検討を行い職員への周知によりサービス提供中の事故の防止に努める。

イ 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応し業務の改善に結びつける。

ウ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

エ 虐待防止に関する規程を遵守し、利用者の権利擁護の観点に立ち、職員の意識を高めサービスの質の向上に努める。

オ 非常災害、防犯対応については、利用者の安全確保のためにマニュアルを作成し、状況に応じて適切に対処する。また福祉避難所への避難誘導計画を作成し周知を行う。

(8) 職員の資質向上

ア 倫理綱領、職員行動規範及び法令遵守の徹底を図る。

イ 各種研修会へ積極的に職員を派遣し、より質の高いサービスを提供するための専門的知識・技術を習得すると共に、その共有化を図る。

ウ 自主研修により業務遂行に必要な資格取得を奨励する。

IV 堀之内工芸

1 基本方針

利用者の重度・高齢化、一人一人の障害特性に配慮した質の高いサービスを提供し、利用率の向上に繋げる。

各事業強化として就労継続支援B型については、就職を目指した支援の強化を図り、職場実習から就労を目標とした支援を行う。併せて工賃向上につながる作業活動を提供すると共に作業効率や生産性の向上を図る。

生活介護については、アセスメントに基づく情報の共有を図り、共通理解による利用者支援を徹底する。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

ア 作業の効率化及び生産性を上げることにより、工賃の向上を目指す。

イ 作業の安定化と継続性が可能となるよう、利用者の育成や環境調整を行う。

ウ 就労の場の開拓は関係機関とも連携し、就労機会の確保に向けた支援を行う。

エ 取引企業に対し、単価交渉を行い工賃向上に繋げる。

(2) 生活介護

ア 障害特性に配慮し、安全性が確保されるよう支援体制の充実を図る。

イ 本人の興味・関心を踏まえ、自立に向けた社会参加の機会を設ける。

ウ 支援計画に基づいた個別対応のプログラム化の充実を図る。

(3) 生活支援

ア 地域生活の継続に必要なサービスの提供と社会資源の活用を促す。

- イ 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。
 - ウ 共生型サービスについて、継続して調査・研究を行う。
 - エ 地域にとって大きな地域資源となるよう特殊浴槽の活用方法を検討する。
 - オ 創作活動を積極的に取り入れ作品の発信・認知・やりがいの向上に繋げる。
- (4) 地域福祉の推進
- ア ボランティアや教育実習等を積極的に受け入れ、地域との関りを持っていく。
 - イ 地元行事の参加や住民との関係性を深め、ニーズに基づいた交流・活性化に努める。
 - ウ 公益的取組について内容、方法等を検討し取り組むこと。
- (5) サービスの質の向上
- ア 精神障害・高齢者の対応スキルの習得と学習会（自閉・行動障害）を実施する。
 - イ 業務内容の明確化と標準化に努め支援の共通認識を図る。
 - ウ サービスの自己評価を行い、支援の向上に結びつける。
 - エ 研修参加や資格取得を促し、専門的な支援技能を高め質の高いサービスを提供する。
- (6) 危機管理について
- ア 事故報告、ヒヤリ・ハット及びマニュアルの改正により、安心・安全な施設運営を図る。
 - イ 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応する。
 - ウ 個人情報取扱規程に基づき、個人情報の取り扱いには十分注意を払うこと。
 - エ 施設設備、備品等は定期点検を実施し、安全管理に努める。
- (7) 家族会
- ア 施設運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。
 - イ 情報提供・開示及び研修を通じ、福祉制度の理解と家族会の活動を支援する。

V 湯之谷工芸

1 基本方針

令和元年度でひろかみ工芸が就労移行支援を廃止することに伴い、地域のニーズを再確認し、就労移行支援事業所としての機能を十分に果たせるよう努める。

また、ひろかみ工芸から引き継ぐ就労定着支援については、一般就労した利用者の生活面や抱えている課題、要望等をサポートし、利用者が職場に定着できるよう事業の充実を図る。

利用者にとって、利用しやすい環境を整えるために次の施設整備等を行う。

ア エアコン入替工事

前年度、補助金が不採択になり予定していたエアコン入替工事を行うことが出来なかつた為、今年度は自己資金で入替工事を行う。

イ トイレ改修工事

トイレが開所当初のままで不便が生じてきているため、改修工事を行う。（魚沼更生福祉社会後援会からの寄附金を予定。）

2 重点目標

(1) 就労移行支援

ア 生産活動を通じて、一般就労に向けての意識付けや訓練を行っていくとともに、企業等の開拓を図り情報の提供ができるように努める。

イ 個別支援計画の作成、モニタリングの実施等により、利用者支援に努める。

ウ 障害者が地域の中で、就労移行支援事業所利用の選択肢が広げられるように、各関係機関との連携を図り、今後も就労移行支援を継続していくよう努める。

(2) 就労継続支援B型

ア 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。

イ 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた、働くことへの意識付けを図る。

ウ 食堂経営について、収入の増額に繋げるため、定期的な食数の増を図ることを目標とし、具体的な検討を進めていく。

(3) 就労定着支援

ア 一般就労後、職場定着に繋がるよう利用者との相談を通して、生活面、精神面等の課題把握に努めるとともに、企業や関係機関との連携を図り、課題解決に必要な支援を行う。

(4) 生活支援

ア 家族や関係機関との連携を図り、利用者にとってより良いサービスの提供ができるように努めていく。

イ 署託医や家族との連携を密にして利用者の健康管理に努める。

(5) 地域福祉の推進

ア 地域交流の場を設けたりすることで、地域との交流を深め、障害者を理解してもらい地域福祉の向上に努める。

また、事業所にAEDを設置し、地域で必要な時に使用できるような体制作りをして地域貢献に努める。

イ 教育実習及びボランティア等を積極的に受け入れ、地域との関わりを持っていく。

ウ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。

(6) サービスの質の向上

ア 利用者、家族の希望に添った支援ができるように職員全体で検討し、支援を行っていく。

イ 職員自身が自己評価を行い、より良いサービスに努める。また、研修会等に積極的に参加し専門知識や技術を習得する。

ウ 職員行動規範等に基づき、利用者の権利等を尊重し、安心で安全な生活ができるようサービス向上に努める。

(7) 危機管理

ア 防災訓練等を行い、危機管理に努める。また、職員間で事故報告書、ヒヤリ・ハット等の報告書による原因分析を行い、再発防止に努める。

イ 苦情等出しやすい環境づくりに努め、迅速かつ誠実に対応し業務の改善に結びつける。

ウ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

- エ 虐待防止に関する規程を遵守し利用者的人格・尊厳を尊重した支援に努める。
 - オ 送迎時の交通事故防止及び事業所内での施錠・火気等安全点検に心がける。
- (8) 家族会
- ア 事業所の運営状況等を積極的に情報開示し、運営への参画促進を図る。
 - イ 研修等の機会を設け、福祉の動向等の理解を深めてもらう。

VI ひろかみ工芸

1 基本方針

昨年度から検討してきた法人事業所2か所で実施している「就労移行支援」の方向性について、ひろかみ工芸における就労移行支援は廃止とし、湯之谷工芸に一本化することとした。同様に、昨年から取り組んだ「就労定着支援」についても「就労移行支援」との関連事業として湯之谷工芸に引き継ぐこととした。

今年度は、就労継続支援B型の単独事業所として、更なる平均工賃の向上を目指すこととする。

食品事業では、調理機器の整備を進め、調理時間の短縮や生産性の向上、品質の向上を図り、新規顧客の獲得を目指す。

生産事業では、作業を受託している企業の工場移設の計画があり、移設の際には工場内にひろかみ工芸専用の作業場を確保してくれる話があった。現時点では移設時期や規模等は不明であるが、積極的に進めることとする。

利用支援については今まで同様、アセスメントを通じ本人の意向・家族の思いに沿った形で相談支援センターを中心に他事業所と連携を取り、実現に向け取り組んでいきたい。

2 重点目標

- (1) 就労継続支援B型
 - ア 生産活動を通じ、働くことへの意欲・意識向上に努める。
 - イ 作業効率化を図り、生産性を向上させ、更なる工賃向上をめざす。
- (2) 生活支援
 - ア 家庭や関係機関と連携し、本人の意向に沿った自立した生活が送れるよう支援する。
 - イ 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。
- (3) 地域福祉の推進
 - ア 地域の関係機関等と連携し、ボランティアの育成や教育実習等を積極的に受け入れる。
 - イ 地域行事への参加や地域資源の活用また施設設備の地域への提供を図ることにより地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。
- (4) サービスの質の向上
 - ア 職員研修の充実と業務に必要な資格取得に向け環境整備に努める。
 - イ サービス利用計画と個別支援計画との整合性や連携に留意する。
 - ウ 良質なサービスを提供するため、サービス評価に積極的に取り組み業務内容の明確化と標準化に努める。
 - エ 虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会にて職員のセルフチェックを行い、問題

点を明確にし、改善につなげる。

(5) 危機管理について

- ア ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- イ 解決については、苦情・意見の出しやすい環境づくりに努めると共に、迅速に対応し、業務の改善に結びつける。
- ウ 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法、職員行動規範等に基づき、利用者の権利・人権を尊重し福祉サービスの向上に向け事業所全体で努力する。
- エ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

(6) 家族会

- ア 事業所運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。
- イ 情報提供・開示及び研修を通じ、事業及び福祉制度の理解を深める。

VII またたびの家

1 基本方針

またたびの家及びまたたび寮（仮称）の移設新築計画を進めて行く。今まで、就労継続支援B型ではパソコン等基板回収に係る収集運搬に取り組んできたが、利用者の高齢化や作業にうまく関われない利用者の作業として、令和元年度から「割れせんべい」の個別包装の袋出し、袋詰めの作業を取り入れており、更なる工賃の向上を目指していく。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ア 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。
- イ 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた、働くことへの意識付けを図る。

(2) 生活支援

- ア 家庭や関係機関と連携し、より良いサービスの提供に努める。
- イ 顧問医や家族と連携し、利用者の健康管理に努める。

(3) 地域福祉の推進

- ア 教育実習及びボランティア等を積極的に受け入れ、地域との関わりを持っていく。
- イ 将来的に就労を目指している利用者のため、より就労を意識した取り組みが必要となる。関係機関との情報交換や事業所内での作業を含めた就労支援を利用者のニーズに応えながら支援する。
- ウ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。
- エ ふれあいショップまたたびを活用して、地域との関わりを持っていく。地域の拠点づくりの場として地域の各団体や関係機関と協力し、地域の活性化に繋がるよう努める。
- オ 地域の行事や法人内事業所行事等に積極的に参加し、地域との交流に努める。

(4) サービスの質の向上

- ア 職員行動規範・障害者虐待防止法等に基づき、利用者の権利等を尊重したサービスの向上に努める。

- イ 専門知識や技術の習得に努め、専門職員としての資質の向上に努める。
- ウ 自主研修等により、業務遂行に必要な知識や資格取得に向け環境を整える。

(5) 危機管理について

- ア ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。

- イ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

- ウ 利用者の行動特性を把握し、その特性に合わせた支援に努め事故防止を図る。

(6) 魚沼市家族会との関わり

- ア 家族会主催の行事や研修等への積極的な参加を図る。また、事業所の活動を紹介し、理解を深めてもらう。

VIII わかあゆ社

1 基本方針

利用者の障害特性、個々の能力に合わせた対応、安心して働き過ごせる環境作り、一般就労に必要な社会性、協調性、習慣やマナーが身に付くよう支援を行う。

また、一般就労に必要な知識・能力が身についた方は、企業実習などの移行に向けた支援を行う。

既存の事業の継続性を常に念頭に置き、利用者の所得保障のため受託作業・食品事業（配達業務）の見直し検討を全職員で行い効率の良い作業を提供し「工賃向上」に努める。

地域の方々との関わりを大切にし、地域イベントに参加することで地域に貢献していく。

魚沼市の指定管理を受けて事業を行っている建物の老朽化や利用者ニーズの多様化、事業の方向性を踏まえ施設整備の計画を進めていく。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ア 安定した作業の受注と、個々の能力に応じた作業を提供し工賃向上に努める。

- イ 個々の利用者の利用目的、障害特性に配慮した支援を行うことで作業能力、働く意欲を高める支援を行う。

- ウ 発達障害がある利用者特性に配慮した環境作りに努める。

- エ 一般就労後、職場定着につながるよう関係機関と密に連携を図り継続して支援を行う。

(2) 生活支援

- ア 利用者の健康状態の把握と維持に努める。

- イ 施設や家庭での生活、その他の多様な相談に応じ、必要な支援を行う。

- ウ 自主性を尊重した自治活動等の支援をする。

(3) 地域福祉の推進

- ア 地域交流・奉仕活動などを通して社会参加の支援と普及啓発活動を推進する。

- イ 地域行事への参加や地域資源の活用また施設設備の地域への提供を図ることにより地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。

(4) サービスの質の向上

- ア 専門知識の向上を図るとともに、人材育成によってチーム力を高める。
- イ 共に歩む姿勢でニーズに合わせた支援と、一般就労に近い環境を整える。
- ウ 自力での通所が困難な利用者へ送迎サービスを実施する。
- エ 支援者のスキル向上のため定期的な研修や、外部研修等にも積極的に参加する。

(5) 危機管理について

- ア 災害防護規程に基づき利用者の生命、安全確保に努める。
- イ ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- ウ 配達業務を行う際には細心の注意を払い運転する。
- エ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

IX 理事会、評議員会等開催計画

(1) 理事会

- 令和2年 6月上旬 第1回理事会
- 令和2年 11月上旬 第2回理事会
- 令和3年 3月上旬 第3回理事会

(2) 評議員会

- 令和2年 6月下旬 定時評議員会
- 令和2年 11月中旬 第1回臨時評議員会
- 令和3年 3月中旬 第2回臨時評議員会

(3) 監査会

- 令和2年 5月下旬 (令和元年度事業報告及び法人会計決算監査)